

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
労働者派遣事業		株式会社パソナ パソナ・						
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間 (1日を超える一定の期間起算日)			期間
					1日	1ヶ月 (毎月1日)	1年 (4月1日)	
下記の に該当しない労働者	期限の限られた緊急業務のため	下記以外の労働者派遣法の派遣可能業務	人	8時間の範囲内で、派遣先事業所の事情を勘案し個別契約に定める	8時間	45時間	360時間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
	同上	研究開発関係(労働者派遣法施行令第4条第1項第13号) 情報処理システム開発関係(同第1号)	人		8時間	90時間	720時間	
1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
期限の限られた緊急業務のため		下記以外の労働者派遣法の派遣可能業務	人	1週につき1日以上又は4週につき4日以上	法定休日については、4週につき2日 始業時間～終業時間 12時間以内			平成26年4月1日から平成27年3月31日
同上		研究開発関係(労働者派遣法施行令第4条第1項第13号) 情報処理システム開発関係(同第1号)	人	4日以上				

一定期間についての延長時間は1か月45時間とする。

ただし、派遣先事業所において、新規事業開始、事業内容変更、業務遂行手順の追加・変更、注文の集中・変更・臨時的受注、納期の集中・ひっ迫、機械・コンピュータの新規導入又はトラブル・不調、予算・決算業務、季節商戦に伴う業務繁忙、大規模クレーム対応、新商品・新サービスの売り出し、社員の異動・退職及び組織変更、商品・サービスの手直し発生等、その他臨時的に通常の業務量を超える事態が発生する場合は、通知のうえ、1年のうち6回を限度として1ヶ月80時間まで延長することができ、年間720時間まで延長することができる(この場合の割増賃金率は、1ヶ月45時間を超え60時間未満の場合又は1年360時間を超えた場合は25%、1ヶ月60時間を超えた場合は50%とする。)ただし労働者派遣法施行令第4条第13号および同第1号についてはこの限りではない。

協定の成立年月日 平成26年3月 日

協定の当事者である労働組合の名称または労働者の過半数を代表する者の  
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(信任による)

職名 従業員代表  
氏名

㊟

平成26年3月 日

使用者 職名 株式会社パソナ パソナ・\*\*  
氏名

支店長

㊟

\*\*

労働基準監督署長殿